

会議録
平成30年第2回更別村議会定例会
第2日（平成30年6月7日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 報告第 2 号 平成29年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第 3 議案第55号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
- 第 4 意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件
- 第 5 意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件
- 第 6 意見書案第4号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件
- 第 7 意見書案第5号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の件
- 第 8 意見書案第6号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書の件
- 第 9 村政に関する一般質問
- 第10 議員の派遣の件
- 第11 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	佐藤敬貴

産業課長 本内秀明
建設水道課長 新関保
子育て応援課長 宮永博和
教育次長 川上祐明

住民生活課長 佐藤成芳
保健福祉課長 安部昭彦
診療所事務長 酒井智寛
農業委員会事務局長 小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋祐二
書記 小野山果菜

書記 平谷雄二

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、村瀬さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 報告第2号

- 議長 日程第2、報告第2号 平成29年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

- 村長 皆さん、おはようございます。それでは、報告第2号 平成29年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告をいたします。

なお、本内産業課長に補足説明をいたさせます。

報告によりますと、29年度はこれまでの決算が赤字となっていたところですが、黒字に転換をされたという旨の報告を承っております。公社の経営努力に敬意を表するとともに、今後さらべつ産業振興公社の事業が円滑に進むことを期待するものであります。

以上、報告とさせていただきます。

- 議長 長 本内産業課長。

- 産業課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、事業報告書の8ページをお開きください。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数につきましては343件で前年より32件の増、利用人数は1,994名で168名の増となっております。トレーラーハウスにつきましては、204件で11件の減、利用人数は780名で49名の増、ミニコテージは、315件で20件の増、利用人数は1,173名で94名の増。テントサイトにつきましては、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして955件で170件の増、利用人数は3,110名で395名の増となっております。全体の利用件数は1,817件で233件の増、利用人数は7,057名で706名の増となりました。昨年は、比較的天候にも恵まれ、全ての施設で前年を上回る実績となっております。道の駅のレジカウント数につきましては、これまで1月から12月までの

歴年で整理をしていたところなのですけれども、今期から事業年度に合わせまして年度での集計に変更しております。実績につきましては5万8,832名で、前年より7,193名と大きく増加しております。これまで含めておりませんでした野菜市のレジカウントを追加したことによることが大きな要因となっております。

続きまして、財務諸表の説明になりますが、6ページの個別注記表をまずごらんください。中段にございますⅢ、会計方針の変更に関する注記でございます。1番目の消費税等の会計処理の変更に記載してありますとおり、財務会計ソフトの変更に伴いましてこれまでの税込み方式から税抜き方式に会計処理を変更しております。また、同様の理由によりましてこれまでの諸表と体裁が変更になっておりますことをまずご承知おきいただきたいと存じます。

初めに、損益計算についての説明をさせていただきます。3ページをお開きください。まず、売上高でございますが、道の駅の売上高は6,579万7,016円で、前年より148万7,440円の増となっております。キャンプ場収入は1,762万5,402円で、162万6,141円の増となっております。施設管理収入は1,111万1,849円で、道の駅、カントリーパークの村からの指定管理委託料につきましては前期と同額でございますが、北海道からの駐車公園管理委託料が単価の見直しによりまして13万円の増となっております。

次に、販売費及び一般管理費の欄をごらんください。4,664万4,307円となっております。内訳につきましては、4ページをお開きください。販売費及び一般管理費の内訳でございますけれども、増減の大きかったものについてご説明をいたします。まず、従業員給与ですが、2,157万7,678円で128万2,262円の減となっております。これは、正社員1名が退職したことが主な要因でございます。次に、修繕費でございます。57万425円で84万9,162円の減、これは修繕等の減少によるものでございます。続いて、事務用消耗品34万7,102円で、こちらは仕訳科目の変更によりまして新設しているところでございます。この新設前の科目は備品消耗品費でございますが、こちらの金額が121万4,095円で、こちらは97万6,016円の減ということでございます。1つ戻りまして、水道光熱費でございます。677万1,010円で41万318円の増となっております。続いて、税理士報酬でございます。65万9,215円で35万9,215円の増でございます。会計処理ソフト等の変更に伴いまして、会計処理方法の変更等ございまして、それらに伴う報酬の増となっております。車両維持費につきましては50万8,966円で、47万8,153円の減となっております。前年度より増加した経費もあるところでございますが、全体的に経費の節減に努めていただき、全体で247万1,091円の減となっております。内訳につきましては、道の駅で170万9,411円の減、カントリーパーク部門で76万1,680円の減となっております。

3ページにお戻りください。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益でございます。こちらは534万9,979円となりまして、前年より573万5,414円の増となったところでございます。営業外収益、営業外費用を合わせました経常利益は570万4,396円で、税引き後の当期純利益は前年度より458万2,723円増加の441万6,395円のプラス

となっております。部門別では、道の駅部門が前年より264万1,815円の増となりまして266万167円のプラス、カントリーパーク部門が194万908円増加の175万6,228円のプラスとなっております。

2ページをお開きください。貸借対照表についてご説明いたします。まず、資産の部でございますが、流動資産は4,556万3,728円で、739万7,426円の増でございます。固定資産につきましては53万802円で、23万5,837円の減でございます。繰延資産はございませんので、資産の部合計は4,609万4,530円で、716万1,589円の増となっております。

負債の部につきましては、流動負債が696万3,561円で、274万5,194円の増でございます。

純資産の部でございますが、5ページの株主資本等変動計算書をごらんいただきたいと存じます。株主資本の前期末残高につきましては、資本金が3,260万円、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が201万6,774円で、合計3,471万4,574円でしたが、当期純利益が441万6,395円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が643万3,169円となりまして、株主資本の当期末残高は3,913万969円となっております。

2ページにお戻りください。負債・純資産の部合計につきましては4,609万4,530円で、716万1,589円の増となります。自己資本比率につきましては84.9%という結果でございます。

今期につきましては、代表取締役の交代によりまして新たな体制での事業運営となったところでございますが、スモモワインの開発を初め地元業者の製造する特産品の販売にも力を入れ、売り上げの増加が図られました。カントリーパークにおきましては、スロウ村等のイベント誘致による知名度向上の取り組みもありまして、利用者の増加が図られたほか、全体的な経費節減もあり、大幅な黒字となっております。30年度からは、新たにどんぐり公園の指定管理を含む5年間の委託期間が始まっておりまして、増加した業務に対応するため、新たに常務取締役1名が選任されたほか、森副村長が専務取締役に就任しまして、引き続き健全な事業運営のもと、本村の観光振興が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今いろいろと説明をいただき、本年度から代表もかわった中で営業業務に対しても相当努力されたという経過が出まして、大きな黒字ということで、すごく評価をしたいと思っております。

カントリーパークのほうであります。先ほどの説明がありましたように昨年度は大きなスロウ村のイベント誘致という形で、多分その部分での利用者の増というのが多くあると思いますが、前年度と比べますと台風の影響がありまして、その前は相当な減があった部分を差し引くと、ある程度伸びてはいますが、それほど大きく完全に伸びたなという印

象はちょっとまだ持てないのかなという部分がありますので、その辺の分析等は十分できているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 カントリーパークの利用状況の件でございます。

おっしゃられるとおり、28年度台風の影響がございまして、減少したところでございます。ちなみに、27年度、その前の年の実績では6,533名の利用ということで、翌年28年度が6,351名ということで、27年、28年比では97%ほど減少したところでございます。今期につきましては7,057名ということで、27年比較で111%の伸びということでございます。27年度と比較しましても、同様の108%から109%程度の伸びになったところでございます。

スロウ村のイベントにつきましては、昨年10月に開催されたところでございまして、営業期間を考えますとスロウ村自体での利用増加が大幅に凶られたというところではございませんのはご指摘のとおりでございます。全般的に天候等に恵まれたことによる利用状況の回復ということでございます。スロウ村の効果につきましては、今後カントリーパークの認知度がかなり向上したものと考えておりまして、ことしの春の利用状況もこれまでより伸びているような傾向にはございます。スロウ村のイベント、今年度もカントリーパークで開催していただけるということになってございますので、引き続きこういった利用PRに努めながら、またことし改修を行います溪流園地のほうの効果も、昨年更新しましたトレーラーハウスの効果等もこれから十分発揮されるようPR等に努めていきたいと考えているところでございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 先ほどの説明の中で業務拡大によって専務を置くということで、副村長がこのたび就任されたということなのですが、これは充て職なののでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 明確に充て職というような位置づけはないわけですが、過去には平成17年度まで村のほうから、当時は助役だったかと思いますが、取締役として入っておりまして、取締役の中から専務取締役というような位置づけになってございました。18年以降村の執行部からの取締役の配置は行っていなかったところでございますけれども、昨今の厳しい状況等を鑑みまして、村のほうも取締役会に参加できるような体制をとったほうが今後の経営改善にも努められるのかなというところございまして、今期からまた村のほうからも取締役を派遣したところでございます。取締役派遣の後、取締役会において専務取締役ということで就任をしたところでございます。

申しわけありません。充て職というような明確な位置づけはございませんが、契約上村長が入りますと委託の契約と取締役の関係でちょっと支障がある場合も考えられますので、副村長を取締役としてこちらから選任をしたところでございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 副村長は、これは指定管理ですよ。そういった中で指定管理の認定を決めるときにその一員ではないかというふうに思っているのですけれども、その辺については問題はないのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 指定管理の選任は昨年度行ったところでございますが、その時点におきましては副村長はまだ取締役には就任してはございません。今後明確に取締役と村のほうの指定の委員の構成について精査をした上で、今後の業務委託等の選定に影響があるようであれば選考委員等の構成について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今の関連質問なのですけれども、今後の今の指定管理の関係の、今副村長が取締役になったというご回答いただいたのですけれども、現状の指定管理の中ではまだ取締役になっていなかったからという歯切れの悪い回答だったのですけれども、今後において必要があればという回答をいただいたのですけれども、ちょっとその解釈、見解は違うのではないかと思いますのですけれども、基本的に指定管理5年だったら5年間していつてという形になりますから、いずれにしたってそれは現状の中で取締役に就任する前だったからよかったと。取締役になって、その後については今後考えるという、その考え方はちょっと私には理解できないし、そういうものではないというふうに判断するのが正しいのではないかと思いますのですけれども、その点もう少し明確にきちっと答えていただきたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 指定管理の選考につきましては、条例等に基づきまして行われているところでございますが、その選考に係る時点で取締役、会社の、その指定管理の候補者の役員になっていたわけではないという旨のご説明をさせていただいたところでございます。その後の取締役の変更等が指定管理に直接、指定管理をしているところに村の選考にかかわった者が加わることが不適切であるかどうかという部分につきましては、今の段階ではないものというふうに判断はしているところでございますが、ご指摘受けたところでございますので、さらに調査等につきましてしていきたいという考え方でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今の回答については、各規定も含めて十分精査して改めて回答いただきたいというふうに思っています。

もう一点なのですけれども、基本的には今副村長が専務になられるということで、取締役になって専務になられるという形みたいなのですけれども、ちょっと危惧しているのは指定管理の部分で今5年間の契約をしたいということで、指定管理の範囲も拡大してという形になりますよね。そうしますと、5年間の中で村が産業公社に対して何らかの支援をするときに、これが副村長が入っているということになりますと執行者の一員という捉え方をするならば、これはまさしく利益相反行為になる可能性があるのではないのでしょうか。そ

の点答えていただきたいというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 産業振興公社につきましては、村の第三セクターというようなことでございまして、村が全体の株の相当数を持っているところでございます。執行状況につきましては、業務指導等を行いながら適切に進めてまいりたいと考えているところでございまして、指定管理につきましては村のほうの施設を指定管理を受けていただく業務が全体の業務の大半を占めているというような状況でございます。それ以外の第三セクターというか、村のほうからの支援につきましては、運営等につきましては指定管理以上の支援については今のところ考えているところではございませんが、施設等の維持等につきましてはこれまでの指定管理同様、これまでの考え方と同様に大規模な施設の根幹にかかわるような部分、ある程度金額のラインを決めておりますが、それを超えるものにつきましては従前どおり村のほうで対応してまいりたいと考えておりますが、専務取締役を配置したことによりましてこれまでと変わった取り扱いをするというようなことは現段階のところでは考えてもございませんし、そこにつきましてはご指摘のとおり不適切な取り扱いになろうかと思っておりますので、十分注意をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第3 議案第55号

○議 長 日程第3、議案第55号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第55号 平成30年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,940万9,000円とするものであります。

初めに、歳出のほうからご説明申し上げます。6ページをごらんください。款2総務費で207万円を追加し、補正後の予算額を8億9,491万円とするものであります。

項1総務管理費、目3財産管理費で207万円の増であります。説明欄(1)、財産取得事業、節17公有財産購入費で村有地買戻費で207万円の増額であります。これは、希少馬牧場事業の事業中止による村有地買戻しを行うものであります。

続いて、歳入をご説明申し上げます。5ページをお開きください。款18繰越金で207万円を増額し、補正後の予算額を5,207万円とするものであります。

項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の前年度繰越金で207万円の増額であります。招集の挨拶でも申し上げましたとおり、希少馬の育成牧場の事業につきましては事業者より契

約解除の申し出があり、村として新たな観光資源と交流人口の増加に資するものと期待しており、これまで協議を鋭意重ねてまいりましたが、今回解除に同意することといたしました。大変残念であると思うとともに、事業中止につきましては大変申しわけなく、村民の皆様、議員各位の皆様に心からおわびを申し上げる次第であります。今後村民の財産である村有地の活用、管理につきましては、これまで以上に慎重に対応し、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今村長の発言にもありましたように、観光資源の期待感という部分で非常に我々も期待したところがございますけれども、ちょっと経過的には残念な経過での提案でございますけれども、ただ1点だけというか、確認させていただきたいというふうに思います。

この契約あるいは売却に当たっては、村有財産であるという部分もあるのですが、やはり相手があつての契約行為に至るということがございますけれども、残念ながらこの希少馬のアハルテケの株式会社がそぐわないという最終結論に至ったということで解除ということらしいのですが、基本的にはちょっと確認というよりもさせていただきたいのですが、村有地についての部分に今回公募型のプロポーザル方式の売却ということで募集するという形になってございます。その中で選定に対する最良の提案型の業者を決めるということで、たまたま今回は1件ということで、東京都のアハルテケ・アフィニティ株式会社というところが申し入れということで、選定日が平成30年の1月18日ということで至って、審査をしたのですが、ちょっとその点の確認だけさせていただきたいのですが、審査委員5名という形で審査して、業務内容も含めた中で審査したはずなのですが、うちの500点満点中の何点だという、項目ごとに点数をつけるという形で、最終的には278.5点ということでの点数をして、250点以上ということがございますので、これは期待できるのではないかという結論に至ったという形でございますけれども、そこで問題なのはやはりそこで審査基準を設けて、確かに審査基準に照らして行うということは大事なことだと思うのですが、基本的にこの5名の中でこのような中に至ったという結論ありきの話ではなくて、十分その精査の中でどのような意見が出て、どのような課題が出たのか、その点の説明は前回の中ではただ審査した結果、基準点に達しているから選定したいという提案でございましたので、その点の内容について一連の流れというよりもその中の審査基準の中の意見も含めて、多少加えた説明いただければありがたいというふうに思います。

○議 長 佐藤企画施策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問でございますが、安村議員おっしゃるとおり、1月18

日にプロポーザルの選定委員会というものを開催してきております。その中で点数に関しましては500点満点中の278.5点ということで、基準を上回ったということで選定に至ったわけでございます。審査につきましては、審査基準ということで5つの区分、14項目ということで基準を設けております。施設の利活用、事業内容が中心となります。それから、運営体制、事業収支計画、地域とのかかわり方、まちの活性化への貢献といったことでそれぞれ拝見をしまして、各項目5段階の評価ということで集計をさせていただいております。

内容につきましては、質疑等ということなのですが、企画提案に基づいて5名の審査委員からそれぞれ質疑をしております。施設の整備計画にわたる詳細な部分ですとか、資金計画、また実施予定事業の中心となるのが希少馬でありますアハルテケ、この販売先というようなことが重要となつてまいりますので、どのぐらいの計画性を持って販売していけるのか、また金額についてはどうなのかといったようなことを確認をさせていただいております。また、地域とのかかわりですとか、ほかの関連する事業ということで、相手方の提案としては企業研修というものを想定しております、それはどのぐらいの規模で幾らぐらいの予算でというようなことで計画の確認をさせていただいております。それについても収入の一部ということで計上されていたわけでございます。また、馬を使ったセラピーですとか、セラピーについては体調の悪い方であったり、そういった方への癒やしということで、そちらについては過去母体となる会社をやる前の団体の中でやってきた経験があるということで伺ってきております。また、地域とのかかわり、まちの活性化という部分では子どもたちへの情操教育というようなかかわりも提案されている中で、こちらとしてもいろいろと質問をさせていただいてきた経過でございます。以上のような中で、審査結果としましては事業者として選定というような結論に至ったわけでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっと幾つか質問したいと思いますが、初めにこの事業の金銭的損害はないというふうに考えられますが、ただこういった責任の中で誰がこれを負うものかなというふうに考えたときに、解除申し出により契約を解除するということとされていますけれども、申し出の内容を見る限りではこれが本当に解除事由に当たるのか。これは、当初から土地の状況は知り得ており、その内容も周知した中で、その検討もされて十分にこの土地の利活用については可能、あるというところから出発したと思います。そして、今言ったようにプロポーザル方式によって選考され、ここにきております。ここにきて、この解除事由がされて一方的に解除するというのは、これはかなりそちら側、相手側の問題が大きいというふうに思います。ただ、それでどうしたらいいかということになりますが、契約内容を見る限りではここに対する瑕疵担保なり契約違反等々の責任については問われていない契約ということでございますが、ここを問うものではなくて、今後に向けてこういった契約のところの不備ということで私は捉えているのですが、今後こういうようなこ

とのないようにその辺のところの考え方としてお聞きします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 村瀬議員のご質問ですけれども、確かにこれまでの過程ということで、相手方としても現地の調査等を重ねてきておりまして、我々としても一緒に調査したり、このような状況ですと。非常に条件の悪いところというようなことで認識しながらというようなことで進めてきた状況があります。その後選定の後、相手方の調査をさらに深めていった中で馬が非常にその湿地の中では、馬を飼育するには長期的に見た形では適さないという判断に至ったというような理由でございました。今回の契約につきましては、違約金等の発生については記載していないわけですけれども、今回の売買契約書は私たちのほうで担当しております土地分譲のときの契約書を参考に、準用して使ったというような事務的な流れになっております。今後そのようなことに関しましては、十分内容を精査して対策していきたいというふうに考えております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 この事業のそもそもなぜこんなことになったかということを考えますときに、地方創生、観光人口をふやすという、そういう熱い思い、ここからスタートして、ただこの事業に当たり村としての戦略や計画性がやはりない。そもそもないところからスタートをして、そして十分な議論が交わされたかどうかは別にしても、短期間でやはりありき事業であったということは否めない事実だと思います。それは、村長の熱い思いでありながら、私も議会としてもやはり期待を持ったところでございます。新聞報道等されて、その辺も一方ならぬそういう期待感を持ってこういう結果になったのは何よりも残念なことでありますが、仕事とはいえ職員が短期的にここまでこぎつけてきて、結果として実らなかった悔しさは私たち以上に一方ならぬ思いだということを理解しますけれども、失敗は早いほうがいいというどこかの積にもありますが、成功に導くために村長が反省すべき課題として今後考えることについて、もし考えありましたらお答え願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんおっしゃるとおりでありまして、観光人口、そして交流人口をふやすという新たなプロジェクトでありましたけれども、その部分については結果挫折ということで、村民の皆さんの期待、それと議員各位の皆様にもご説明申し上げ、そして結果的にこれが契約解除という形になったということは非常に自分としても責任を感じているところであります。職員に対しても先日の会議の中で大変迷惑をかけたということで、今後慎重に村有財産の管理、それぞれの活用については対応していきたいと思っておりますし、これを教訓としてやっぱり村政運営にしっかりと当たっていききたいというふうに思っています。大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 再度でございますけれども、私先ほどご質問させていただいたのは、課

題的にそういう部分もあるかもしれませんが、今村がどちらかというところ、地方創生に向けての対策も含めて前進あるのみというか、前進が一番の近道だという村長の基本的な方針もあるので、一般公募型のプロポーザル方式について、やっぱりそこに課題がないのかという部分もいま一度考え直してほしいというふうに思います。いずれにしても、今の委員構成も含めて、内部の委員になりますので、プロポーザル方式といえども公募型で、どちらかというところ、執行体制の中でやはりやるという、いわゆる実証するという前提の協議がそこに絶対あるというふうに思うのです。その中で内部で幾ら協議しても、それはよほどの点数制が低くない限りはやっぱり認容していくというシステム的なものも構造的にあるのではないかという疑問感は僕は持っているのです。公募型のプロポーザル、いわゆるそれらしきものもこれで2件目ですよ、今回のどうのこうのあれ。そういう部分であれば、公募型にする、プロポーザル方式にするのであれば、やっぱり外部的な要員も含めて委員構成をすべきではないかというふうなことも考えられるので、けれども、その点、村長、どのような考え方を持っているのか、ご説明いただきたいと、思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 今安村議員さん指摘のとおりです。プロポーザルにつきましては、やはり透明性、そして委員の公平性という観点からも、他の自治体にもありますように委員の中に例えば外部の有識者を加えるとか、そういう形で意見を取り入れるような方法、あるいはあくまでも本当にこのプロポーザルの役割とか意味とか、その辺のしっかりできるような形でのシステム、あるいはその要綱等についても、しっかり検討していかなければならないというふうに考えております。今ご指摘の点ありましたところ、今後さらに検討を深めて何らかの改善策等を行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今回の出来事というか、今回のこの件に関しては本当に非常に残念だったということで、私もそういうふうに思っているところであります。

そこで、この土地についての今後の利活用についてであります。ややもすると今回207万円ということで、逆に直しましても1万2,000円前後で売却されたという部分があります。地域の人、村内の人、欲しい方もいらっしゃるという状況もあります。そういう中でどうしてもやっぱりこういう問題が発生したときに、一度売るという結論が出たわけだから売ってくださいよというのが人情というか、そういうふうになっていくと思うのです。私は、これは今回やったことに関しては村の振興、活性化のためにこういう金額を出して、そしてこの事業に取り組むのだという熱意というか、そういう考え方のもとにしてきたと思うのです。それで、この土地に関して、17町の土地を今こういう結論に達してそのまま放置するのではなくて、また新たな考え方で、拙速に売却するだとか何かをするだとかということではなくて、やはり村の将来を考えて最善を尽くした検討内容で何かに活用していただきたいと私は思っているのです。その点について理事者側はどういうふうに考える

のか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのご指摘ありましたけれども、村としては売却手続前の環境保全用地として当面管理をしていきたいというふうに考えております。今回周辺環境への影響は最小限にしつつ、観光や誘客、そして交流人口の増加に結びつく提案ということで公募型のプロポーザルを実施しました。しかしながら、馬の放牧に適さないとの判断、利活用の想定は難しいというところがありまして、環境保全の観点から施設や工場などの一般的な企業誘致は大変難しい状況にあるのかなというようなことを考えております。また、耕作地、畑として購入を希望する声もありました。畑として活用するには反当規模の基盤整備が想定をされます。また、水利権の河川と隣接するため、利用できる土地を一部売却し、所有者が複数になるのは管理上大変好ましくないというふうに考えております。従来環境保全用地に当面戻すことでその分も管理しながら、なおかつ新たないろんな提案がありましたら、そのところは再度検討させていただくということで、当面は環境保全用地に戻すということを基本的に考えております。

以上であります。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今回プロポーザル方式で企業とタッグを組んで観光開発に向けたことを行うという計画だったと思うのですが、残念ながらこういう結果になりました。今回調査もしたと言われるのですが、私は行政の職員の調査能力には限界があると思うのです。これからまた、先ほど言われたようにいろんな企業が入ってくるかもしれない、村に対して、では、村もタッグを組んでいきたいと思いますというときに、やはり私は専門の業者、調査機関、そういうものを使って、今後そういう更別と入ってきてこういうことをやりたいという企業が出たときには、そういう専門機関を使ってしっかり調査していくという考えはあるのでしょうか。まず、その1点お伺いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんのご指摘ありまして、職員の調査とかというような面では、やはりその辺では不十分なものが、ご指摘のとおりだと思います。やはり今後何らかの提案があるときには、専門機関が入ってしっかりと調査をして分析をして、その上で利活用等について考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 それと、もう一点なのですが、前回もお話ししましたけれども、今回一応村の売却するときに議会に付託すべき内容ではないということで、正直言って今回もきちんと説明されましたけれども、説明なくても進められるわけなのです。売却するときには、700万以下、それから、済みません。条例です。5,000平米どうのこうのという話がありますけれども、これでいきますと今回はきちんといろんな内容を提案されました。

議会のほうもいろいろ議論しました。だけれども、もしこれがなくてもやれる状態になっている今のこの条例を今後土地に関して何ヘクタール以上、値段が安くても常に議会の承認を得ることが要するという形に条例を変えていく考えがないのか伺いたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 財産の購入に係る議会の議決なのですけれども、これは前回のときにもご質疑をいただきましたけれども、地方自治法施行令の基準に基づいて条例で定めているということになっておりますので、本村もその基準に基づいて条例は定めているところでございます。特別な事情がない限りは、この自治法施行令とは異なる基準を定めるということは難しいものと考えています。

○議 長 西山村長。

○村 長 前回も織田議員さんの質問に私お答えしたのですけれども、議会の議決が必要ないからといって、それは執行者が本当に一方的に推し進めるということについては、私はそういう考えは持っていないということを明言させていただきました。今回についてもしっかりと全員協議会あるいは議員の皆さん方にご説明を申し上げ、そして議論もいただく中で進めてまいりましたので、今末田課長のほうから話がありましたけれども、条例上は上位法に基づくような形で規定をされておりますので、その規定を変えるということについてはかなり難しいとは思っておりますけれども、村の執行方針としては、運営方針としては金額いかにかわらず、しっかりと議員の皆様あるいは村民の皆様に説明を申し上げながら執行していきたいというふうに考えておりますし、今後もそうしたいうふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午前11時まで休憩といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 意見書案第2号

○議 長 日程第4、意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、意見書案第2号提案理由のご説明を申し上げます。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由について申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ読み上げさせていただきます。

地方自治体は、高齢化が進行する中で、社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、公共事業の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。一方、人材が限られている中で、新たなニーズへの対応や細かなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるための財源が必要です。こうした状況にもかかわらず、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しております。また、自治体基金は、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、サービスが抑制、削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかであります。このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入、歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すよう政府に求めるため、太田議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 意見書案第3号

○議 長 日程第5、意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、高木さん。

○3番高木議員 意見書案第3号について提案理由を申し上げたいと思います。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

2014年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は、3.2%と比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となりました。その一方、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、教育への公的支出の貧困は明らかです。このような状況にもかかわらず、教育現場ではいまだ地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じております。さらに、家庭、子どもの貧困と格差は改善されず、経済的な理由で進学、就学を断念するなど教育の機会均等は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっております。また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は18年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の緊急提案を受け、学校現場の働き方改革に係る予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行いました。しかし、この概算要求は実現されていない状況です。また、財務省、財政審も教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても教育委員会等の調査の厳選、削減等を挙げ、自治体の自助努力で進めるべきとの態度をとっています。しかし、教職員の多忙、超勤実態解消は喫緊の課題です。給特法、条例を廃止するなどの法整備の見直し、教職員定数改善、30人以下学級

など少人数学級の早期実現を具現化するよう、各自治体から多くの声を国に上げていくことが必要です。これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元などを求めるため、本多議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 意見書案第4号

○議 長 日程第6、意見書案第4号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のためセーフティネットの一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、ワーキングプアと呼ばれる労働者は道内でも給与所得者の26%に達しています。また、道内の非正規労働者86万人のうち35万人を超える方が最低賃金に張りついている実態にあります。2010年、政府、労働界、経済界の代表等をつくる政府の雇用戦略対話において、最低賃金はできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円

を目指すと合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を4年連続で表記しました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねないことから、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たって必要な措置を講ずることを求めるため、安村議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 意見書案第5号

○議 長 次に、日程第7、意見書案第5号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、上田さん。

○5番上田議員 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

2017年4月に公表された教員勤務実態調査において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。こうしたことから、文科省は中央教育審議会に教員の時間外

勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を公表しました。しかし、中間まとめは依然として給特法の問題に踏み込んでいません。教職員の長時間労働に歯どめがかからない大きな要因として、給特法の存在があります。学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、命令によらない時間外労働が常態化しており、給特法は現場実態と著しく乖離しています。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合には時間外勤務に当たらないとされており、現在教員の時間外労働は、給特法制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、給特法の見直しは必須であります。今国会において働き方改革が重要な課題となっており、その解消に向けて労働基準法の改正案が議論されております。給特法は、労働条件に関する最低基準を定めた労働基準法の一部適用除外を定めた法律であることから、殊さら厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革はなし得ません。こうしたことから、教職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している給特法の廃止を含めた見直しを求めるため、安村議員、高木議員、村瀬議員、本多議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これですべての討論を終わります。

これから意見書案第5号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 意見書案第6号

○議 長 次に、日程第8、意見書案第6号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、本多さん。

○7番本多議員 意見書案第6号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道では、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題であります。国は、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、中間報告書をまとめ、また規制改革推進会議においてもいわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討が進められています。ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、安定したサービスの提供が困難であることや事業主体は一切運送に関する責任は問われず、多くの問題が識者からも指摘されています。このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、利用客の利便と安心、安全が担保されない事態が常態化するおそれがあり、また日本全国に展開されれば地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済へも深刻な影響を与えかねません。地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については慎重な審議を行うよう求めるため、高木議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第6号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第9 村政に関する一般質問

○議長 次に、日程第9、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

私は、議員就任の初めに村づくりの専門職である役場職員の人事評価について質問しました。人事評価の目的は、目指す職員像が期待される職員像にしていますので、正しい人事評価が重要であると考えます。そして、私は相互推進型の協働の社会を目指し、村づくりの合意形成は住民参画が基本であると考え、議員として課題でありました。その中で村づくりのあり方や進め方の提案をしてきましたが、この3年間で唯一総合計画の策定時にワークショップが行われたことは評価するところでございますが、これだけで今後の住民参画や協働の社会に結びついてはいません。私は、厳しい財政の中で今後の村政を執行することは従前どおりの進め方や仕組みでやっていけるとは思いません。更別村の将来を憂うものであります。あるとき突然村にはお金がありませんので、今までどおりの行政サービスができなくなりました、また住民の皆さんには負担の増加をさせていただきますなど、これからは協働社会を目指し、ともにつくり、みんなの夢大地のためにご理解とご協力を願いますと言われても住民が困惑するばかりです。また、いつまでも住み続けるまちとはいかなくなるのではないかと思うところです。現状維持では停滞するとした考え、また不易流行でもあります。現状の体制を変えようとならないのはなぜなのか。どこに要因があるかわかりませんが、そもそも変わる必要がないのかも含めて、これでは職員の意識改革は図れず、従前同様であると思います。

私は、村づくりで幾つかの質問をしてきましたが、村長のお答えは私の提案の趣旨等は理解できるとしながらも、現状の中で十分できているという認識のもとで、この先10年の村政も従前同様に執行するとしていますので、村づくりの専門職、役場職員の力量に任せ、今まで以上に期待をするしかありません。そこで、既に人事評価による職員の目標設定がされていると思いますが、一層の正しい人事評価が重要と考えています。そして、村長は就任4年目を迎えました。改めて特に管理職の人事評価、勤務評価の認識や重要性について以下の質問をしたいと思います。

1つ目、目標設定に村政の課題を上司から提示、指示をすることが必要ではないか。課長職の目標設定の5項目のうち、最低1項目として全課長に幾つ指示項目があるのか。目標設定は、職員の自主申告を基本として、上司と面談し、協議して決定するとしています。課長職は、村長の指示事項等を踏まえ、目標設定としていますが、上司との面談等村政の課題を目標設定にするということで、課全体で具体的な課題解決に取り組むことができる。そのほか、みずからの目標設定だけではどうしても従前の考えの延長になりがちです。前の問題の答えに職員の意識改革を阻むものとして、前例主義、予算消化主義、当事者主義としていましたが、それは職員の第一の目標、行政は継続的であることから、よい意味で

も悪い意味でも忠実でかたくなな職員ほど意識改革を図ることは難しいものと考えます。これは、職員の意識改革にもつながるものと思ひ、ここで提案するものです。

2つ目でございます。今年度を初年度として3年計画の更別版C C R C事業は、横断的な課にわたる業務と考えられます。各課横断的にかかわる業務があるときの目標設定はどのようにしてなされるのか。1の質問につながりますけれども、更別版C C R C事業の成否は庁内部を横断的にわたる業務の連携いかに大きくかかわるものと考えてございます。年度当初から十分協議され、調整が行われ、各課の目標設定をする必要があると考えます。既に各課の目標設定がなされていると思ひますけれども、共通する担当課は何課ありますか。

3つ目でございます。人事評価制度の総合評価の結果として、勤務成績評価は給与に反映する時期ではないか。また、人事管理で等級、職制上の段階ごとの職員数は何名となっているのか。ラスパイレス100を超える、十勝管内、更別は上位でございますが、その主な要因は何なのか。初めに、総合評価B以上D以下は何名いるのか。人事評価制度に期待する職員、必要とされる姿勢の冒頭にみずからの責任でみずから考え、新たな課題に挑戦する姿勢とあります。今年度新たに総合計画が策定され、これをバイブルとして進めていかねばならない課題がたくさんあります。これを真面目に捉えて仕事をする職員の評価をして、その結果を給与に反映することは日常的にモチベーションを高め、役場職員は行政のプランナーとして意識の向上につながると考えます。これまでの西山村政の3年間、何も変わらず過ぎ去ったのではないか。

また、村民配布の役場組織機構図によりますけれども、管理職の数に正職員以外を含めています。村長就任時は25名でした。今年度は30人になっています。どのような定めに基づいてなされているのか。ラスパイレス100を唯一十勝で超えている。ラスを高めている要因ではないでしょうか。人事評価の目的に人材育成、適材適所の配置、昇格等の判断としています。適正な人事管理を活用し、そして正しい評価をしてその結果を全体の給与等に反映する時期ではないか。

問題は、村づくりの専門職、役場職員の意識改革も含めて変わらなければ、私、村民も意識はなかなか変わるものではありません。そして、村民が予期なく、突然に行政サービスの低下や税や使用料が上がることで困るのは、私たち住民でございます。大体の職員、もちろん管理職、特別職は殊さら村の財政状況などでこのままでは村はもたない、今までのような行政サービスはいつまでも続かないと承知していると私は思ひます。その対策や行動をしないのはなぜなのでしょう。そのための一歩を踏み出さないのは特別職なのかもしれません。そのことの正しい人事評価をしないことにつながっているのかもしれません。お金をかけないで知恵を出し、汗をかくときです。正しい人事評価は、日常的コミュニケーションや議論することが基本で、最も重要であると考えますが、村長の考えをお伺ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんのご質問にお答えいたします。

議員が冒頭に言われました相互に連携して協働の社会を目指し、村づくりには住民の参画が基本であるという点につきましては私も同感であります。今後もその形を求めて進んでいきたいと考えております。

1つ目の質問であります。人事評価に関する目標設定についてですが、その数でありますけれども、課長職が5項目、補佐職が4項目、係長職が3項目と定めてあります。その内容は、総合計画の年度別実施計画や年度初めの予算、執行方針等の中から職員みずからを選んで設定することにしており、それを最初の副村長等による面談で確認、指導を行っております。言い換えれば、目標設定の課題を提示していると言えるのではないかと思います。課長からその部下職員に対しても同様に目標の確認、指導を行っておりますことを申し添えます。目標設定の重要性をみずから認識して、その課題に積極的に取り組むということが重要であります。この設定方法は、有効であるというふうに考えております。

2つ目の更別版C C R C事業につきましては、生涯活躍のまち構想として都市部を初めとする高齢者の方が希望に応じ地方や町なかに居住地を写し、地域住民や多世代の方と交流しながら、健康でアクティブ、積極的、活動的な生活を送り、必要なときには医療や介護を受けることができるようなまちづくりを目指すものであります。本村におきましては、平成18年度に策定したリラクタウン構想の中で未着手となっている障害者の方の自立支援訓練、生活支援施設や安心して暮らし続けるための生活拠点、グループホーム施設、地域交流施設などについて運営手法も含めて継続課題となっていること、また構想段階から10年以上が経過し、背景となる状況も変化していることから、構想の再構築に向けて優先的に検討を進めているところであります。

村瀬議員のご質問のとおり、生涯活躍のまち構想の策定につきましては各部局の連携と調整を要する業務であり、主にかかわる課としては企画政策課、保健福祉課、子育て応援課、産業課、教育委員会の5つ課、部局であります。そのうち目標設定した課長職につきましては2名でございます。企画政策課、保健福祉課であります。C C R C事業に限らず、各課横断的な業務は速やかな連携や協力により推進するものと考えております。しかしながら、人事評価における目標設定につきましては、それぞれの課における行政分野別目標の中から重要性や優先度を考慮し、職員みずから設定するものであると定めております。最終的には、上司との面談により目標を設定することとなりますが、目標の設定がなくてもC C R C事業はその重要性を踏まえ、各課の連携により業務を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、3つ目の人事評価制度の総合評価の結果の勤務成績評価は、給与に反映する時期ではないかというご質問にお答えいたします。平成13年12月に国家公務員制度改革大綱が閣議決定をされ、能力評価と業績評価から成る公平、公正で納得性の高い新たな評価制度についての方向が示されました。また、平成16年8月には新しい評価制度についての方向性が示され、平成19年7月には能力主義、実績主義の導入などを柱として国家公務員法の

一部が改正されましたことから、国家公務員におきましては平成21年度から本格実施をされたところであります。本村における人事評価制度は、このような国の動向を背景として平成15年10月より課長職を対象に、平成19年4月からは全職員を対象に実施しているものであります。制度開始当初から人事評価の結果を給与へ反映することとは想定しておらず、あくまでも仕事への意欲の向上、組織的、効率的な職務遂行の推進、組織の活性化、評価の透明性、納得性の確保を人事評価制度の目指すものとして実施要綱を策定し、取り組んでまいりました。このような状況の中で、平成26年地方公務員法の一部改正により、平成28年4月から地方公共団体において人事評価制度の導入が義務とされたところであります。改正後の地方公務員法では、人事評価を任用、給与、分限、その他人事管理の基礎として活用することとされました。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり現在の人事評価制度が給与等への反映を想定したものではないことから、今後給与等への反映にたえうる制度として確立するため、内容の見直しに向けた検討を進める必要があるものと認識しております。

次に、人事管理で等級ごとの職員数というご質問でありますけれども、平成29年度でA評価がゼロ名、B評価が5名、C評価が97名、D評価が1名、E評価がゼロ名となりました。目標設定と課題解決の努力、実践と進む中で大きな課題が続く部署とそうでない部署が存在し、全ての部署に公平な評価を行う仕組みに困難性が潜んでいると考えております。

職員の給与を国家公務員と比較した指数のラスパイレス指数であります。管内の上位にあり、平成29年度調査で100.1であります。大卒の職員がほとんどの国家公務員と高卒が大半の本村職員を比較した場合にどうしても指数は高く出る傾向にあります。また、職員の世代がわりが進み、比較的若いと言われる職員が管理職職員となっていることも指数を引き上げている要因になっており、いかんともしがたい部分かと考えております。本村職員の給与レベルは、低くはないように考えておりますが、決して突出して高給与の待遇を与えてはおりません。職員構成上の結果と考えているところであります。ご理解を賜りたいと存じます。

管理職の増加が指数を上げているのではないかとのご指摘であります。子育て応援課を新設しましたこと、また人事配置の観点から職務上必要と考え、参事職、補佐職を配置したこと、先ほどの職員構成上の理由からではないかと存じております。今後一層の人事管理に努めていきたいと思っております。

後段のご意見についてですけれども、村の財政が厳しい状況になっていくことと人事評価の給与反映は切り離して考えるべきものと思っております。職員にやる気を持たせ、頑張ってもらえる状況をつくるのが業務の向上につながるものと考えております。議員が言われるとおり、日常的に職員と、また職員同士でも上司、部下間でもコミュニケーションをとってディスカッションを重ねることが重要なことであり、そのことが職務の推進、向上に有効であることは当然のことと考えております。今後とも職員との対話、協議を職員全体で進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 村長の考え方等々について幾つか確認したいと思います。

私村づくりのテーマをこの4年間で自分なりに何ができるか、そしていろいろ提案をしてきました。行政主導だけでは行き詰まる、住民主導だけではこれまた意見の錯綜が行われて、これも不満が残る。そんなところでいろいろ提案をしてきたところでございますが、余りお答えの中には、従前と変わらないような執行体制のように私は受けとめてございます。また、そのことに気づいていないのではないかなということさえ思うものですから、ここに人事評価について再度質問するものでございますが、目標設定を掲げるのに、今の説明のCCRC事業を見る限り、村長の最優先順位として捉えているのがどうかということがいささか疑問でございます。今私は、今年度この事業が横断的に仕事の連携を各課が課題を設けてやるのが成功に結びつく一歩だと考えているものですから、今の説明でいいますと5課にまたがる連携する課があるにもかかわらず、2課しか上がっていないということについて、非常に説明に乖離を覚えます。どうしてこういうことが起きたのかは、これは上司との面談を重ねていく中で出た結果だとすれば、協議がどの程度されたか、いささか疑問がまた残るものでございます。そしてまた、初めにお答えちょっといただいけませんけれども、1課長1項目として全体で何項目あるのかなということを実は質問したところでございますが、再度質問する中であわせてお答えいただきたいと思います。

1つ目に、村長の重要案件としているCCRC事業が現状において目標設定していない課が3課あります。面談で十分協議された中であって重要度、優先が低いということなのか、また今CCRC事業は優先順位が重要であるとするならば、そごが生じていることについて説明を願いたい。

2つ目に、5項目のうち最低1項目を指示して、目標設定を定めることは職員の意識改革を図れる。いわばみずからこれを上げていくということは重要で大事なことですけれども、それでは従前と変わらないという傾向があるというふうに私は考えていますから、あえて指示することで意識改革を図れると思っています。この2点について再度お伺いいたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 村瀬議員さんの再度のご質問でありますけれども、私としては最初に申しましたように、相互に連携して協働の社会をつくるというようなことで、村瀬議員さんと同じであります。余り変わっていないのではないかなということでもありますけれども、私は大改革を行っております。職員の意識改革、そして自治体公務員が、職員が今からどうしなければいけないか、住民ニーズにしっかりと耳を傾けて、それを政策化して、そしてそれを実行していく。そのためには、机上の業務だけではなくて積極的に地域に出ていって、そして把握をしてきて、具体的な提案、予算を伴った提案をするように年度当初あるいはさまざまな会議の中でしております。そんな中で、人事評価といたしましてもその部分で

やはり目標は、執行方針あるいは私の村政執行方針にありますけれども、その部分に従ってしっかりと面談をして、その中で出してきてもらっているというふうに考えております。特に管理職の場合は、5項目にわたるものでありますから、例えばCCRCプロジェクト、更別ブランディング事業の推進、地方創生の利用促進あるいは宅地分譲、創生総合戦略の執行とかというような形で具体的な部分で目標が掲げられております。特にCCRCにつきましては、10年間リラクタウン構想は放置をされてきたこと、これは行政としての責任は非常に重いと考えております。したがって、私はこの部分については最優先の形で、今年度議員の皆さん方に認めていただきましたけれども、CCRCプロジェクトを推進しているところであります。昨日、本日、そしてその前の月も実際に今各施設を回りながら、各課随行のもと実態の把握、そして新しい構想としてどういうものが必要なのかということについて、今実態調査、現場の事情聴取、いろんな形で意見を求めているところであります。そこからしっかりと各課が横断的に連携をし合って、その部分で一体何が必要なのか、どういう計画を盛り込んでいけばいいのか、そのために職員はどういうふうにしていかなければいけないのかということで、協議体の設定も含めて今検討を進めているところであります。私としては、この3年間、1期の最終年度に入りますけれども、やはり今年度はCCRCは最優先課題として10年間のブランクを埋めて、この構想を何とか計画の第一歩を踏み出していく必要があるというふうに考えていますし、その点では議員ご指摘のとおりその部分についての目標設定は2課ということで、これは非常に私としても指導的な部分については反省しなければいけないのかなというふうに思います。やはり全体として課長会議あるいはいろんな部分でこの部分が優先でありますよというようなことを指摘をしているわけですから、この目標設定いかなもありませんけれども、私としても各課を通じて、課長を通じて全体として指導を強化してまいりたいというふうに思いますし、具体的に進めていかなければならないなというふうなことを考えています。それぞれ課長5項目あるわけですが、その部分についての執行状況、あるいは中間的な精査、あるいはいろんな部分あります。しっかりとその部分の目標に書かれた部分、そして当初掲げているそれぞれの実施目標とは違って、実際に執行方針の中でやらなければいけない総合計画、あるいはいろんな構想につきましては、やはりしっかりとこれに取り組んでもらうということで、引き続き私としても力を入れて先頭に立って頑張っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 村政にかかわる大改革を行っている、また住民の声を聞く、そして足を運ぶ、それに基づく予算化ということで、村長の思いは大体わかっているところなのですが、またしっかりやっているというところについて、私はいささか疑問なのです。それは、最優先してやるという指示事項が3課されていないということは、これは村長の指示事項等踏まえて目標設定するという、そこから逸脱しているという認識なのです。これ反

省ではなくて、していないということになると私は思います。ですから、私はここでそのしない理由は何ですかと聞いているのです。それは、十分協議しているのか、していなかったのか、それとも職員は認識がされていないのかということなのです。ここは、ちょっとお答えになっていませんので、含めさせていただきますけれども、3度目の質問としまして人事評価制度は公平性や透明性、ましてや納得性、これが全職員に行き渡るといのは初めから完璧なものは求めていると思っております。ただ、先ほども言いました。地公法改正され、人事評価をなさいとされています。説明あったとおり、任命権者は人事評価を活用して、給与、分限、その他人事管理の基礎として活用するというふうにもう地公法でうたっています。ですから、あえて質問しているところでございますが、要するに私は単にラスパイレスを100を超えているから即だめだとか、いいとかという話をしているつもりはありません。この数値を捉えて今後どうしていくのかという、そこに変えられるところの目安として、私はあるというふうに認識していますから、それではこのことを実際に計画的にどうすることで100から下げていくことができるのかということになりますけれども、要するに人事管理をどのようにしているのか。行政改革に基づくなど、そこも考慮していかなければなりません。人事評価に基づいた組織機構、人事配置、新規採用をするときなどの条件、これは大卒を入れるべきなのか、年齢構成を見ましたときにきちんとした配分になっているのかといったことも含めた計画性、これが問われるところだと私は思っております。いずれにしても、優秀な職員がこの村づくりにかかわっていただいて、私ども住民が信頼している限りはいいのですけれども、ある日やはり村民に対して不利益な行政サービスでは困るということでございますので、再度質問しますけれども、この地公法の言う23条2項、いわばこの運用の仕方です。これを具体的に昇給区分などを設定して、またこれを活用とする正しい人事評価が行われると私は再度確認したいと思います。

そしてまた、地公法の58条の3というのですか、ここで等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに職員の数を決めて毎年定めて長に報告すると。そしてまた、公表しなさいとなっています。ここにも定めというのですか、数というのは決めているのでしょうか。再度質問いたします。

○議 長 答弁調整のため休憩をいたします。

午前 11時50分 休憩

午後 0時01分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山村長。

○村 長 大変お待たせして申しわけありませんでした。

級別の職員数ですけれども、補正後ですけれども、6級が12人、5級が8人、4級が9人、3級が22人、2級が8人、1級が14人、計73名であります。

それと、更別村の給与、定員管理等につきましては、ホームページ等で公表しておりますので、そちらのほうをご参照をお願いしたいというふうに思います。

最初の認識していないのではないかとというようなところのご指摘がありまして、その部分については今人事評価、目標設定等に含めまして、自主的にということもありますけれども、面談の中、あるいは今から調整、あるいはいろんな部分で実際に入ってやっておりますので、今後建設水道課、いろんな部分とか、課に横断的にかかわる部分が出てきますし、その部分しっかりと職員は認識をしてやってもらっているというふうに考えておりますので、結果的に当初2課ということではありますけれども、継続的にその部分についてはC C R Cの部分、これは村としても強力に推し進めるということでもありますので、その部分はしっかりと目標設定あるいはその中で実施をしっかりと促して指導していきたいというふうに考えております。

あと、急に不利益になるというような部分もありました。また後ほどご質問にお答えはいたしますけれども、財政等々第6期の総合計画立てましてから、やはり財政状況、いろんな部分のシミュレーションをしっかりと見直す必要があるということで、行政改革の委員会を立ち上げて、これはまたあと後ほどの質問にお答えいたしますけれども、今実行に移しております。行政改革も視野に入れながら、計画性を持ってその部分と、また給与あるいは昇給に反映する人事評価の部分、今の人事評価の部分では足りない部分もありますので、その部分をしっかりと精査をして組み立てていかなければいけないというふうに考えているところであります。人事評価と、それとあるいは職員のモチベーションといいますか、しっかりと目標を設定し、そしてそれを検証しながら、しっかりと1年の中でやっていくということが大事だと思いますし、その部分についてはやはり我々はしっかりとかわり、面談あるいは日常の業務の中、いろんなかわりを持ちながら、しっかりとそういう把握をし、そして点検をし、お互いにいろんな意見を出し合いながら村政のそういう執行に当たってきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 村づくりの基本は職員だと思いますので、しっかりとという言葉が数回私のほうに耳にこびりついているのですけれども、これはやっぱり数値化するなり具体的な言葉にかえていただきたいということを述べまして、また一層のご努力をお願いいたします。

質問を終わります。

○議長 長 村瀬議員の一般質問を終わります。

◎会議時間の延長

○議長 長 本日の会議時間は議事の都合によって延長します。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 0時06分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。きょうは、教育長ということでお願いをしたいと思います。

初めに、荻原教育長には5月7日の臨時会におきまして再任ということで教育長の就任が決まりました。大変おめでとうございます。2期目ということで、荻原教育長の手腕を十分に発揮して、更別村の教育行政の振興、また発展にご尽力いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。児童生徒の防犯対策の強化についてということで質問をさせていただきます。近年通学時の児童生徒を狙った犯罪が全国的に報道されております。先月も新潟県において女子児童が犯罪に巻き込まれ、帰らぬ人となり、一命を失いました。地域住民も犯人が逮捕されるまで不安な日々を送っておられました。犯人が逮捕されても女子児童は戻ることなく、大変痛ましい事件は記憶に新しいと思います。また、本村におきましてもことしの4月に不審者に声をかけられ、逃げたという事例が2度ほどあったと伺っております。悲惨な事故に巻き込まれることなく、安堵したところでございます。こんな田舎の更別におきましても、例外なくこういった事件が起こるということ認識を持たなければいけないなというふうに思っております。親御さんにとってはかけがえのない命、また村の宝である児童生徒を犯罪から守るために、防犯カメラの設置や街頭指導などの防犯対策の一層の強化をすべきと考えるところでございますが、教育長の所見を伺います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 本多議員ご質問の登下校の防犯対策についてお答え申し上げたいというふうに思います。

今回の一般質問、質問の内容に記載されておりますとおり全国では通学時の児童生徒が被害に遭う痛ましい事件、事故が後を絶ちません。十勝管内においても不審者と思われる案件が恒常的に通報され、更別村においても発生している状況であります。このため、本村ではさまざまな事件、事故から子どもたちを守るために、村長部局、関係団体との協働のもと各種防犯体制を確立し、活動を続けているところでございます。

初めに、児童生徒の防犯対策の取り組みといたしましては、住民が安心して安全な生活を送ることができるまちづくりを推進することを目的として設置されております更別村生活安全推進協議会において、関係機関と住民とがともに交通安全、防犯に関する生活安全運動を展開する一環として、救済を求めてきた子どもたちを一時的に保護する子ども110番の家などの防犯、啓蒙活動の実施や園児、児童、保護者に対する活動としてライトつきホイッスルなどの各種啓発資材の配付や防犯教室の実施、必要に応じた防犯巡回指導などを行っているところでございます。また、教育委員会といたしましても各学校の代表で組織する更別村生活指導連絡協議会における生活安全推進協議会の防犯巡回の協力や生徒指導などの取り組み、各学校や保護者に対する情報の迅速かつ確実な伝達の仕組みとなる学校情報メールシステムの導入、そして見守りボランティア、スクールガードによる通学路の見守りなどを行っており、各学校においても日ごろから登下校時における注意喚起、緊急避難の指導や不審者対応の訓練を行っております。通学路などにおきます児童等の安全の確保に関します北海道の指針及び推進方策では、安全確保の取り組みといたしまして学校、保護者、地域住民、警察等の関係機関、周辺施設管理者等の地域の関係者が連携して児童等の安全確保に努めることとしておりまして、本村においても本指針に基づいた取り組みを進めているところでございます。

更別村における防犯意識につきましては、古くから保たれておりまして、その対応組織も早い段階から構成され、活動を続けてまいりました。このため、一部の組織につきましては活動が停滞していることもありまして、学校、保護者、地域が更別村の子どもたちをどのように育てるかという目標を共有して、力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み、コミュニティ・スクールでの学校支援の取り組みの一つとして、登下校の見守りのあり方について検討していく必要があると考えております。

また、防犯カメラの設置につきましては、事件、事故等が発生した場合の有力な捜査資料になるものと考えられますが、本村におきましてはこの事件、事故が起こらないための予防策が重要と考えることから、子どもたちの登下校における安全指導の徹底と地域で子どもたちを見守り、村全体で子どもたちの安全を確保する体制づくりに力を入れていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 答弁ありがとうございます。ただいまの答弁によりますと、事故、事件が起こらないための予防策が重要と考えることから、子どもたちの指導、また地域の子どもたちを見守り、村全体で子どもたちの安全を確保する体制づくりに力を入れていきたいという答弁でございましたが、現実として子どもたちを地域で見守るということは、毎日誰かかれかが街頭に立ってやらなければいけないというふうに思うのです。そういったことがないから、ことしの4月のようなことが起きたかというふうに思うわけです。そういったことで誰がやってくれるかわかりませんが、これを毎日毎日やるということは

本当に私は無理、困難だというふうに思っているわけです。そういったことでただいま教育長が答弁されたことについて、それでいいのかなということは1つ考えられます。

また、学校情報メールシステム、これについてですけれども、これはそういったことが起きたときに父兄の方にメールで連絡が行くというシステムだというふうに思うのですが、こういったことが起きたときには防災無線があるわけですから、やっぱり村、村内中、村内内といっても市街地の方だけでいいと思うのですけれども、市街地の方がみんなわかるように防災無線などを使って周知することが地域で全体で見守るという意味では効果があるのではないかなというふうに思っております。そういったことで、それについてのご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいまご質問いただいた部分なのですけれども、子どもたちを毎日見守るというのは確かにそれは大変なことかなというふうに思っております。それで、各学校は何かあったときに子ども110番の家を活用するということで、子どもたちにその辺の指導はしております。何かあればこの110番の家のほうに子どもたちがお世話になるということで、何とか対応していきたいなと思っております。この子ども110番の家につきましては、平成29年12月現在で登録されているご家庭が111件ということになっておりますので、この方々の力をかりて、何とか何かあったときの対応を進めていきたいなというふうに考えております。あわせて、来年度から導入されますコミュニティ・スクールなのですけれども、それは当然学校に協力して子どもたちを村全体で見守っていくというような、そういうシステムなものですから、その中でも地域として毎日は無理にしてもどういうことができるかということを検討していきたいなというふうに考えております。

次の質問で、メール情報システムの関係で何かあったときに防災無線を使ってというお話だったのですけれども、全てを防災無線でということになりますとかなりまた混乱する部分もあるのかなとも思います。内容につきましては、しっかり精査して、防災無線を流さなければいけない状況についてはその辺はまた検討して対応していきたいなというふうに考えております。昨年当然村で先ほどお話ありましたとおり、子どもが不審者に会ったというお話もございました。管内でも平成29年、昨年度で29件うちの教育委員会のほうにはそういう情報が入っております。この情報をきちんと中身を見て、必要であればそういう対応もしていかなければならないのかなと考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 わかりました。本当に何かあってからでは、子ども110番に駆け込めればいいのですけれども、そこに行く前にもう手引っ張られて車の中に入れられたらそれで終わりですから、そういうことがないように、やっぱり見守るのであれば毎日のようにどうか、そのような形をつくらなければ心配は変わらないというふうに思います。

それと、防犯カメラの設置のことについてですけれども、これは本当に子どものそうい

った防犯対策にも活用できますし、交通事故、またあるいは事件の発生といった有力な手がかりにもなると思います。また、今村で人口交流増加に向けた取り組みをいっぱいしておりますし、そういった不審者、不審者とはわかりませんが、そういったいろんな方が入ってくるということでもこれは有効ではないかなというふうに思います。また、高齢化も進んで認知症の徘徊される方もたまにはおられると思います。そういった手がかりにも活用できるというふうに思っております。そういったことで防犯カメラで犯人が逮捕されるというケースが結構ありますので、私は防犯カメラというのは大変有効な手段かなというふうに思います。そして、ことしもあった事件というか、不審者においても結局どういう方が犯人かというのは、防犯カメラでもあれば車等を特定して、犯人になるのかどうかわかりませんが、そういったことを特定することもできるというふうに思いますので、私は要所、要所に防犯カメラを設置するのが一番有効かなというふうに思っておりますが、その辺について教育長のお考えをお聞かせください。

○議 長 萩原教育長。

○教育長 私の最初の答弁の中でもありましたけれども、何かあったときの捜査資料としては防犯カメラ非常に有効かなと思っております。ただ、ある情報によると設置費用が大体1台10万円超えるかなというぐらいの情報もあるものですから、その辺を含めて、台数ですとか設置場所も含めて、これは教育委員会に限らず村長部局とも協議していかなければ、子どもの防犯対策を超えた部分での対応ということもありますもので、その辺も含めて検討しなければならないのかなというふうに考えております。とりあえず今のところは、防犯カメラの設置については起こってから対応ということではなくて、予防策としての子どもの防犯意識の向上に対して力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多議員。

○7番本多議員 質問終わりなので、こういった事件が起こらないように常日ごろ村民として見守ることが大事だというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議 長 次に、5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告書に従い、一般質問させていただきます。

私からの質問は、既存事務事業の点検評価、それに伴う見直し、行政改革推進委員会の再構築と第4次の行政改革大綱の策定についてであります。本村の行政改革は、昭和61年度に第1次行政改革大綱が5年間、第2次が平成8年から16年までの9年間、第3次が平成17年度から21年度までの5年間それぞれ実施されてきたところであり、特に第3次の行政改革では、平成の大合併を避けて自立の道を選択したこともあり、助成金や人員の削減、公共施設等の有料化など痛みを伴う徹底した整理、統合が行われた結果、9億

6,000万円にも及ぶ削減あるいは財政効果があったと報告されているところであります。この問題に関しては、私は以前にも質問させていただいたところであります。そのときの村長の答弁ですけれども、平成30年度、ことしからスタートする第6期の更別村総合計画を着実に実行するためにも財政シミュレーションを優先的に必要というか、必要性を考慮しており、第4次の行政改革大綱の策定については今後の検討だということで回答されていたところであります。ことしの一般会計の予算を見ますと、総額では45億1,000万円、うち村税などの自主財源と言われるものが約30%、国や道などに依存する地方交付税や支出金など、これは依存財源ですけれども、依存財源が歳入の70%を占めているというようなことであります。そのうち地方交付税は19億6,000万円と実に全体の43.5%にもなっていると。現在ご承知かと思えますけれども、国の借金が14兆円を超えているというふうに聞いているところでありますけれども、そういった中身からいけば今後も国からの地方交付税が安定して交付されるとは私は思わないところであります。現に3年前の平成27年度と比較しますと、ことしの予算では約2億4,000万円減額されているというような実態があります。こういったことから、行政改革によって無理、無駄を省いた事業の展開、あるいは今年度からスタートした第6期の総合計画を着実に推進するための財源の確保として、喫緊の課題として行政改革に取り組む必要があるものと思っているところであります。

ことしの4月から総務課に管理職が1名増員されております。行政改革に取り組むと聞いておりますけれども、事業の推進に当たって、次の点について質問したいなというふうに思います。

まず、1点目です。事務事業の点検評価とそれに伴う第4次行政改革大綱の策定の必要性について、これは先ほど述べたとおりであります。

2つ目として、平成26年7月から欠員となっている村の条例委員でもあります行政改革推進委員会の再構築についてであります。

3点目として、平成22年度から10年間の時限立法で実施中の更別村住宅建設等助成事業ですけれども、時限立法ですからこのままだとあと2年で終了するわけであります。8年間の実績を調べてみますと、件数で112件、金額で1億円を超えている実態があります。今後この事業を見直すのか、あるいは期限どおり終了するのか、継続も含めて再検討が必要なのだろうというふうに思っております。

以上、3点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

これまで本村においては、昭和61年、平成8年、平成17年と3度にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや組織機構の質素、効率化、職員定数の適正管理などに取り組み、それぞれ着実に成果を上げてまいりました。特に平成の大合併の議論において自立を選択したことを背景に策定した第3次行政改革大綱は、人件費、各団体への補助金、敬老年金など多くの事務事業を見直すことにより計画期間である平成17年度から平成21年度

までの5年間において約9億6,000万円に上る行政経費の節減を図ったところであり、第3次行政改革大綱の計画期間を終えた平成22年度以降は、第3次行政改革大綱の推進項目を踏襲した行政改革を推進することとして、国において地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示された際に第4次行政改革大綱の策定を検討することとされたところであり、第6期の総合計画の策定に当たりましては財政シミュレーションを行い、一定程度の財政的見通しが見込まれるものと判断いたしましたが、ここ数年はご指摘のとおり毎年地方交付税が減額を続け、厳しい財政状況のもとでは村の経営資源の制約が強まり、一方で人口減少、高齢化の進行などの解決すべき問題、課題は拡大、深刻化し、行政需要は確実に増加することが見込まれております。このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的、効果的に提供するためには、一層の業務改善の取り組みが欠かせないものと認識しております。

4月1日付の人事におきまして、総務課に課長補佐1名を増員し、取り組みを進めることとしたものであります。行政改革は、大綱策定のいかに問わず常に取り組みが求められているものであり、今年度におきましては健全な財政運営の推進と効率的な行政運営体制の推進を図るため、事務事業の総点検に取り組みたいと考えております。既に更別村行政改革推進本部設置要綱の規定に基づく行政改革推進本部の第1回会議を先月の16日に開催しました。行政改革に向けた議論を開始したところでございます。また、同要綱に基づき行政改革推進本部部会設置要領を制定し、行政改革本部に行政部会及び財政部会を設置し、各部会員の指名、各部会長の選任を終え、今後具体的に検討作業を進めることとしております。

なお、来年の4月には村長選挙が執行されることから、このような取り組みに当たって行政改革大綱の形とするかどうかは次期執行体制の判断に委ねたいと考えております。行政改革大綱を策定すると判断された際には、現在欠員となっております行政改革推進委員会委員を選任し、大綱案を委員会に諮問することになろうというふうに思っております。

また、3問目の更別村住宅建設等助成金事業につきましては、村内の定住人口の確保と増加を図り、さらに街なかのにぎわい向上に資する居住の誘導を推進し、地域の活性化を図ることを目的に平成22年度から実施しており、平成25年度には増築を助成対象とする改正、27年度には助成金交付期限を平成31年度までの5年間延長、新規移住者への割り増しを実施する改正を行ってきております。事業開始の平成22年度から今年度5月末現在まで、助成金交付実績は118件、1億1,309万6,000円、その内訳は市街地区61件、農村地区57件でほぼ同数となっております。また、新規移住者は割り増し改正の平成27年度から7件、移住者割り増し実施前の平成22年度からは16件となっております。事業開始から10年を経過しようとしております。また、一般財源での助成事業でもありますので、この事業の効果で移住、定住が促進されたのかなどの費用対効果の検証を行い、単に期間延長するというのではなくて、他の事業への転換による事業の縮小、廃止など大幅な見直しについても検討をする必要があると考えております。今後この助成事業を予定する方もいると考えら

れますので、助成交付期限である平成31年度の早い時期には事業見直しの内容を決定しなければならぬと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の村長の答弁の中で、役場内部において本部の設置のためにいろいろ議論されているというようなことと、それから行政部会あるいは財政部会を設置して、前向きに健全な財政運営と効率的な行政運営を図るのだという意気込みは私もわかりました。

ただ、ここでちょっと残念だなと思ったのは、ことしの4月から管理職を総務課に1名配置したということは、やはり西山村政が3年間経験をし、あともう1年弱になってきたわけなのですけれども、その中で誰がやるやらぬは別としても今現在のやっている村長がこれは必要だからということで職員も配置し、考え方を整理したのだろうと、私はそういうふうに理解しているわけなのですけれども、そういった意味ではちょっと弱腰なのかなということで非常に残念な答弁であると思っております。

ことしの一般会計の予算における基金の繰入金ちょっと調べてみたのですが、総額で3億8,700万、うち財源不足を補う財政調整基金、これ要するに赤字補填だと思っておりますけれども、これが1億7,300万円と。ことしは、大きな事業もなく全くの平常年だというふうに私は理解しているわけなのですけれども、昨年と比較した場合に要するに1億円の増加になっているわけなのです。ですから、先ほどもちょっと質問しましたけれども、行政改革というのは一つの事業を進める上でやはり財源確保という意味からも常に調整しながらやるのはこれは当たり前のことなのです。ただ、その考え方の中で何か大きな事業をしたいといったときに財源なければ何もできないわけですから、やはり喫緊の課題だというふうに捉まえてほしいなという部分であります。財源確保のための無駄を省いた行政改革を計画的に実施していただいて、第6期の総合計画、これ先ほども言いましたけれども、そういったものに備えた中での行政改革大綱の策定というのはどうしてもやっぱり必要だというふうに私は思っているわけです。ですから、次期の政権に任せるとか、そういうことではなくて、西山村長が今これは絶対必要なのだよと、それがあつては選挙がありますから、確かに言われるとおりのいろいろと問題になるころはあるのかもしれないけれども、西山村長自身の言葉でこの行政改革大綱をつくっていくのだというような、そういう姿勢が必要かなというふうに私は思っているのですけれども、その点について再度お聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのご指摘ありました。決して弱腰ではありません。私は、この行政改革は今後安定した行政運営、そして持続する村の将来を考えたときに、これは必ず必要であるというふうに考えております。したがって、今回部局に1人配置をしている見直しをするということについては、これについては本年度中に行政改革大綱案を策定するということを強く決意をしております。ただ、取り扱いにつきましては選挙があり

ますので、それを大綱の形にするのかというような形で、そういう部分についてはお任せ、判断ということにしたいということでありまして、大綱案をつくるということについては今年度中に今、部会の設定とかしましたので、健全な財政運営の推進と効率的な行政運営の体制の推進、そして予算編成方法等も見直すということと組織機構の見直しと総点検をしながら改革案を策定をしていきたいというふうに思っています。

また、財政シミュレーション等を行いましたけれども、財調の関係とか、いろんな部分について交付金が年々減ってくるということになりまして、やっぱり自主財源がきちんと確保していないと、確保しないとなかなか難しいということもあります。子育て支援とか、いろんなことで施策をしているわけですがけれども、その部分の成果も出ておりますけれども、それを持続していくためにはやはり財政、財源の確保というものがこれは大変重要なことだと思っています。今ふるさと納税とか各町村で行っていますけれども、その部分も基金として積み立てるとか、いろんな部分で財源が確保できるような、そういうような部分をアイデア等々、職員のそういうような創意工夫、あるいはそういうような考え方を集約しながら財源確保に努めていきたいと思っております。そういう点で基金等の運用の仕方等についても、あるいは積み立ての仕方についてもしっかり考えていかなければいけないというふうに思っています。要綱に基づいて行政改革推進本部部会設置要領の制定をしております。行政部会及び財政部会を設置しながら、その部分しっかり大綱案をつくっていききたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 最後の質問になりますけれども、私は今回の質問の中で一つの例として更別村住宅建設等助成金事業について述べさせていただいたわけでありまして。事業の目的や費用対効果、そういったものを検証する中でやはり変えるべきところは変える。それから、事業を継続するところはする。そういっためり張りというのですか、そういったことがやっぱり大切だということで、検証することによってこういったことがまだほかにもたくさんあると私は思うのです。逆に既存の事業ばかりにこだわることなく、新規事業も当然していかなければならないという部分もありますから、そういったことをやっていっていただきたいと。これは、私の考え方であります。

行政改革を進めることで、時として住民に非常に痛みを伴うことがあります。これは、第3次の行政改革のときも同じことでありました。そうした意味でも村としても行政改革の目的、それから成果、そういったものを住民にやっぱり説明する責任があるのだろうと私は思っております。先ほど村長が言ったように、行政改革をつくるための内部組織の強化、これはわかります。確かにそのとおりだと思うのです。ただ、私はしつこく言いますがけれども、行政改革大綱を策定をして年次別にどのようにやっていくのだということがまず大事です。それから、もう一点は、今の推進委員会がありますけれども、これは住民の意見を広く聞きながら、そして専門的な人だと思いますからいろんな部分で行政に対して

当然いろいろと言ってくるわけだと思うのです。ですから、役場の中だけで検討するのではなくて、あくまでもそういった条例委員がいるものですから、それをなぜ活用しないのかという部分があります。そういったことも含めて住民にとっては痛みだけを感じるのではなく、そうなのかという部分、そして当たり前が当たり前のごとくやっていけるような行政をやっていたらいいというようなことで、今回の行政改革大綱の策定についてはどうしてもやっぱり必要なのだということで、ちょっとしつこくなりましたけれども、再度村長の意気込みを聞いて、最後の質問にしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 まず、第1点目のご指摘がありましたとおり、住宅建設等助成事業につきましては、当時でありますけれども、急激な景気低迷による民間住宅の建設減少に伴う緊急対策として、建設促進による地域経済の向上、空洞化する市街地への定住促進と農村部の環境、個別排水処理施設の整備促進等々として住宅補助制度の創設の指示があったわけがあります。それに基づいてこのようなところで施策を実行してきたわけですが、現在そのときの状況とはかなり状況が異なっている状況があるというふうに考えております。したがって、費用対効果、それに対して移住、定住がふえたのか、あるいは住宅の建設について過去の交付対象等見て、本事業の効果で建設され、定住してきたのかどうかということも含めて、その部分が直結しているのかどうかということも含めて、建設の事情等も考慮しながら、その部分については判断をしていきたいというふうに思っています。まずは、私が村長になってからは新築だけではなくて住宅リフォームということで支援するというので、快適な住環境の整備ということで年数がたった住宅をバリアフリーあるいはリフォームするときに、これ時限立法でありますけれども、この部分をリフォーム支援事業交付金としてこれもしてまいりました。その部分をやっぱりしっかり検証しながら、今後これが必要なかどうか、あるいは定住、移住体制、あるいはこれから建築等々に資するものなのかということでもしっかり見きわめながら検討していきたいというふうに思っております。最初のご質問にお答えしましたように、大胆な発想の転換とか、いろんな部分も必要にはなってくるのではないかとこのように思っております。また、それについては検討した結果については随時議員の皆さん、議会に報告をしながら、再度協議をしていただきたいというふうに思っております。

2つ目の行革の部分で計画的に進めることが大事であるということと年次的にどのように進めていくのかということで、やっぱりしっかり考えていかなければいけないというふうに考えています。私自身は、申し上げましたとおりこれは行革は絶対に必要だというふうに考えています。行革をしっかりと、そのような事務あるいはその部分の見直しをしていかなければ、財政難が続いている状況の中ではこの部分についてはいや応なくいろんな部分で本当に執行の困難性が増してくるというふうに思っております。ただ、大綱策定過程においては将来の財政の厳しさがいま見えているわけですが、歳出の拡大あるいはそれに見合う歳入の確保というのは困難ということとか、事業の見直し、人件費を

含む経費の切り詰め、そういうところもあるのですけれども、お金がない。だから、経費を切り詰める。あるいは、今までは行革で評価をされてきたのは、こんな事業を廃止した、予算を幾ら削減したという観点であるというふうに思います。私は、それだけではだめだというふうに思います。というのは、いろんな部分について、今ご指摘がありましたように職員の中においては、私は今までの、これはうちの村だというふうには思いませんけれども、指示待ち、一律削減、事務量の拡大、将来の行政改革ということで進められてきた部分もやっぱり委員会、各部会を設定することによって現場、各職員が主導し、自立的な実施と創意工夫、積極的な行革に対する提案を職員がしっかり目的意識を持って、そして自覚を持って進めていくということが大綱策定の部分でかなり重要な部分を占めてくるというふうに思います。まずは、その部分で住民のニーズを、住民の皆さんの意見をいかにして取り入れてこの大綱案をつくっていくかということについてもしっかりとその方策を考えながらやっていかなければいけないと思います。いずれにいたしましても、行革の案を今年度それぞれの部会で協議をしながら、そしてこの骨格をつくっていききたいというふうに考えています。鋭意努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 次に、4番、織田さん。

○4番織田議員 通告に従いまして、農業の課題と振興対策について質問させていただきます。

更別村の基幹産業である農業は、耕地面積約1万1,000ヘクタールで、土地利用型農業を中心に営農が行われています。農家戸数は年々減少しつつあり、現在では約220戸、1戸当たり平均経営面積は50ヘクタールを超える大規模農業が行われています。しかし、将来に向けてはTPP、EPAなどの妥結による影響、後継者不在、労働力不足などの課題も多くあります。更別村農業推進会議で平成28年11月に行った農家への意向調査、調査票配付220戸、回収166戸、回収75%でも家族労働力の不足、雇用労働力の不足が大きな問題となっています。農家でも労働負担の軽減対策としてコントラの利用、TMRセンター、哺育・育成牛預託施設などを活用した分業、畑作では収穫作業の一部を委託するなどの取り組みも行っています。また、農家個人でも臨時雇用などの対策をとっていますが、夏の期間の限定や特定作業時期の雇用が多く、対応に苦労しています。まして団塊の世代が仕事からリタイアする5年、10年後には、労働力不足が現状の経営規模維持、規模拡大に大きく影響してくるものと思います。労働力不足は、農家だけではありませんが、行政として農業労働力の対策を含め、労働力確保にどのような対応を考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、経営継承、後継者についてですが、約6割の農家で具体的な候補者がいると回答しています。一方では、将来には営農中止という回答もあり、その中には5年以内の経営中止や規模縮小を考えているという回答もありました。当面経営拡大の希望も多くありますので、農地利用の心配はないと思われませんが、10年、20年後を考えると農家戸数の減少、

それに伴う農地流動化については大きな不安が残ります。その対策としては、共同経営による法人化をしてメガファーム的な大規模経営ですが、自己完結型農業で農業基盤を築いてきた更別村の農業経営者にはなじまず、それよりも農作業の一部共有、委託、分業を進めることが必要だと思えます。

また、新規参入についてですが、今更別の平均的な営農を行うとなると初期投資額は軽く1億円が必要となります。これは、新規参入者にとっては大変大きな負担となります。今後の新規参入については、営農類型の検討あるいは農業経営者の新たな移住推進などを含めて内容を見直す必要があると思えます。それとまた、更別の農業収入は道内でもトップクラスであり、農業の魅力や子育ての充実など住みやすい更別村を積極的にアピールして農業へのUターンを振興する対策を課題の一つとして新しく取り組んでいくことも必要だと思えますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、農家戸数は減少が続いておりまして、2015年、平成27年の農林業センサスでは自給的農業経営を含む農家戸数は234戸となっており、2010年、平成22年と比較すると7戸が減少している状況であります。離農の理由は、それぞれ個別の事情があるところだと拝察しておりますけれども、経営主の高齢化に伴う労働力不足、後継者不在も大きく影響しているものと考えております。安定した労働力の確保が必要であるというふうに認識をしております。

1点目の質問にあります農業労働力支援対策を含めた労働力確保についてでありますけれども、平成28年に行った農家意向調査の結果においては労働力の過不足につきまして特定の作業時期のみ不足あるいは常に不足と回答された方が全回答者166戸のうち117戸と70%以上に上り、これらの方の今後の対応策については雇用で対応、高性能機械の導入が最も多く、続いてコントラ委託、省力的作物の導入といった結果になっております。このような結果を踏まえ、農作業の分業化、外部委託に資する取り組みを支援することとし、哺育・育成牛預託施設整備やコントラクター支援事業を現在実施をしているところであります。雇用対策につきましては、地元雇用促進事業による正規従業員への賃金助成を継続しているほか、無料職業紹介所の開設により雇用の結びつけを行う体制を整えております。職業紹介事業につきましては、JAでも新規に取り組みを始められたと聞いております。現在のところ村の紹介所への農業者の登録はありませんけれども、村の登録へもPRをしていきたいと考えております。

2点目の経営継承、後継者対策につきましてですが、農家意向調査の結果では、将来的な経営継承につきまして子や親族に継承させたいが113戸、法人を含む第三者に継承させたいが3戸、経営中止したいが8戸となっております。また、5年後の経営規模の意向につきましては現状維持が89戸、規模拡大が72戸、規模縮小、経営中止が4戸となっております。新規参入対策への意向については、地域を維持するためにも積極的に取り組むべきが

59戸、農地が不足しているのですが、必要ないが24戸、新規就農希望者や実習生の受け入れ意向については受け入れてもよいが8戸、住み込み以外なら受け入れてもよいが23戸いらっしゃいました。これらの結果を踏まえ、農業担い手育成センター及び酪農・畜産クラスター協議会におきまして新たな農業担い手対策の原案を作成したところであります。方向性としては、実習生の受け入れ可能農家を研修農場に位置づけ、担い手育成センターが主体となって実習生を受け入れし、実習期間終了後に就農に結びつけていきたいというふうに考えておりますが、新規参入者への農地流動化については規模拡大意欲を持たれている既存生産者の理解も必要であります。慎重に対応を進めていきたいというふうに考えております。

また、具体的な研修農場の設定、研修プログラム等につきましては今年度中に構築することとしております。実際の就農に当たっての支援を行う現行の支援制度につきましては、かねてから各議員さんからもご指摘をいただいておりますとおり、村の平均規模以上を条件とする非常にハードルの高いものとなっておりますので、実現可能な就農の後押しとなる制度とするようあわせて見直しを進めてまいりたいと考えております。

最後に、ご提案にあります更別農業のアピール、農業へのUターンを視野に入れた取り組みについてはごもっともでございますし、これにつきましても新たな担い手対策を進めの中で実際に実行を考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今回の答弁の中では触れておりませんでしたでしたが、これからは農業と福祉の農福連携、あるいは外国人労働者の雇用も視野に入れていかなければならないと思います。特に他町村では行われておりますが、労働力確保の一つとして外国人研修生の受け入れについて、今後更別村としてどのように取り組み、どのような対応をしていくのか、まず1点お伺いしたいと思います。

次に、労働力不足ですが、これはますます深刻になり、個々の対応では限界があります。農作業の分業化または収穫作業の外部委託には重要性があり、一段と強くなっております。新たな組織づくりや支援の取り組みも必要でないかと思えます。それと、畑作農家のヘルパー組織などを立ち上げ、年間雇用あるいは長期雇用などの安定した雇用に結びつけることが労働力確保につながると思えますし、また雇用する側にとっても忙しいときだけの雇用とかいう意識の改革をすることにより、いずれは農業が雇用の受け皿となり得ることになっていくと思えます。しかし、一番の課題は冬期間の仕事が非常に少ないということです。そこで、更別には今熱中小学校もあり、いろいろなところからいろんな立場の人が集まってきており、交流もふえております。そのような中でビジネスチャンスとして、夏は涼しい北海道更別で仕事をさせていただき、冬には暖かい本州などで労働力が不足している農家というか、労働力が重ならなくて冬の期間労働力を必要としている農家もございますので、そのようなところと雇用促進を模索していくことを試みるのも一つの方法でないか

と思います。

次に、新規参入ですが、規模拡大意欲が強い現時点では農地流動化の心配はないと思いますが、農家戸数の減少は地域の活力、村の活力に大きく影響してきます。そこでまず、あまり農地を必要としない野菜とかハウス園芸など新しい分野を視野に入れてみるのも必要ではないかと思ひますし、またほかの市町村で営農していても広い更別で営農してみたいというような意欲的な方がおられれば、その人方には大きな資本力もあると思ひますので、大きな支援も必要でないと思ひますので、そのような方の受け入れも1つ考えていくことが必要ではないかと思ひますが、その辺は村長の考えをお伺ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんからのご質問にありました、まず1点目の労働力確保の問題で、外国人等のそのような方の就労については考えているのかというようなことがありました。私は、外国人の働き手というのを非常に重要な労働力であるというふうに考えております。実際に国とか、いろんな内閣府とか総務省に、農水省に行ったときにも、それだけで特区をとっている自治体もありますし、やはり積極的に外国人労働者の就労ということで、農業にこだわらず商工業も含めてそういう機会も必要ではないか。ただ、条件整備等々あるいは相手の国の方の部分はありますので、私としては今年度特定の国は申し上げられませんが、実際に外国に赴きまして、外国人の方の就労につきましてその部分の地ならしといひますか、それをやってみたいというふうに考えております。

2つ目の分業化等々いろんな部分につきまして、畑作の部分を含めまして外部委託等重要になってきていますし、ヘルパーさんであるとか、今織田議員さん大変重要なことをおっしゃって、農福連携、私もそれ考えております。今CCRCとかリラクタウン構想、あるいはB型の就労支援施設もできたわけですが、やっぱり農福連携が先進的に行われている部分はありますし、そういった部分を本当に貴重な働き手として、また雇用の機会を広めるといひ形も含めまして、そういう形で農福連携、あるいは畑作でのヘルパーさんの活用とか、これについての具体的な施策を考えていきたいというふうに思ひます。とはいひましても、冬期間の、やっぱり年間雇用というのは非常に夏の忙しいときに比べても、1年間の雇用がないということはなかなか定着をしていただけないということもあります。そこは、もう喫緊の課題であるというふうに感じておりますし、何とか繁忙期だけではなくて冬期間も我が村で働いていただくというところの雇用の確保とか、そういう部分を積極的にやっぱり開拓していかなければいけないと思ひていますし、もうその時期に来ているのではないかなというふうなことを考えています。雇用促進についても本当に心がけていきたいというふうに思ひますし、お話ありました熱中小学校とか、農業に関してもいろんな形での交流人口とか、いろんな部分で来ておられて、提案もされているかと思ひられます。その部分もしっかりと提案を受けながら、その部分を具体化できていければいいのかなというふうなことを考えています。

4点目の新規参入ですが、これについては今までどおり何回も議員の各位の皆さま

んからご指摘がありました。ハードルが高いというようなことと現在更別村農業担い手後継者育成支援対策計画ということで、平成30年4月に更別村農業担い手育成センターで作成しました支援計画の中にも今まで酪農、畜産関係の方々が半減をしてきて、本当に将来的になくなってしまわないかという危惧感、危機感から、哺育、育成牛の預託施設等、あるいはどういうふうにして研修体制をして後継者を受け入れていくかという案も作成しましたけれども、今回さらに畑作についてもこれを作成するというので、現在その部分でどういうふうな形で受け入れあるいは体験研修、実践研修、そして就農に至るまでの部分をしっかりと構築するというので今検討しております。酪農、畜産、畑作を問わず、しっかり新規就労者が就農できるような、そういうような体制づくり、あるいは条例整備、JAさん等の関係機関との調整も進めていきたいというふうに考えております。

また、ご指摘のありましたハウスあるいは野菜とか、大きな耕地を、圃場を必要としない部分、あるいは逆に大きなところで挑戦してみたいという方もおられますし、やっぱり農業の種類にはいろんな部分があると思いますし、多様性があると私は思いますし、できればいろいろな多様性のニーズに従って就労できるような状況をつくっていききたいというふうに考えております。前回もお答えしましたけれども、そういった部分につきましては例えば土地を公社を設定して確保して、その部分を新規拡大、あるいは拡大だけではなくて本当に新規参入者に対して、そんなに大きな土地ではないですけども、提供できるような方向ということでご指摘も受け、検討もしているところでありますし、その部分を含めましてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 最後に、農業へのUターンについてお伺いいたします。

子どもがいるが、農業は継がない。逆に村外に出ていったが、帰ってきて農業を継いでくれたという例が大変多くあります。新規就農や参入が必要だということはわかりますけれども、それよりも更別を離れていた方に再び更別に戻ってきて農業を継いでいただく。そのための環境づくりに取り組む必要もあります。10年前に比べると更別の農業も大きく変わっていますし、外に出てわかる更別のよさもあると思います。農業収入、仕事内容、生活環境、どれをとっても進んでいますし、それをふるさと便りというのですか、そのような形で、家族の了解は必要になると思いますけれども、更別を離れていつに年間何回か届けて、更別とのきずなを持っていくということも重要だと思います。その人がいつ戻ってきてても対応できるような住居などの余裕を持った対策も必要となると思いますけれども、その辺の考えを村長にお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 まさに織田議員さんおっしゃるとおりでありまして、やっぱり私は私個人的なことをお話しして申しわけないですけども、27年前京都からこちらに来まして、今ほとんど教え子たちが一旦は都会とか、いろんなところに出ていきますけれども、お嫁さん

を連れて帰ってきて、そして就農しております。こんなにうれしいことはありません。春耕期に入りますとトラクターに乗って、あちこちの畑で我が教え子の姿を見るということは教師冥利に尽きることでありますし、その子たちが戻ってきて、おじいちゃん、おばあちゃんや祖先から引き継いだ、そして困難な開拓時期を乗り越えてここまでに土づくり、あるいは農業基盤を盤石なものにしてきた、そこをつないでいってほしいですし、やっぱり将来に向かってその部分をしっかり担ってほしいなというようなことを考えております。本当にエピソードではありませんけれども、一旦ほかの民間会社に就職が決まっていた、そしてお父さんに戻ってこないかと言われたときに都会のほうに一回帰ったと。しかしながら、ある日帰ってきて、父さん、俺継ぐよと言ったというお話を聞きました。実際に今その子は一生懸命に畑に出て農作業をしているわけですが、私は一回外に出ても村にいろんな部分で本当に戻ってきて、やっぱり農業を継いでみたい、仕事してみたいということは非常に重要なことであると思っていますし、そういうような我々の役目は時限装置というのですか、一旦は外へ出ていつかふと帰りたいと思ったときにそういう住環境、あるいは子育て環境、いろんな部分、雇用環境は整っているということが彼らの決意を確かなものにするものであるというふうに思っています。その部分では、行政がそういうような環境づくりをするということはとても大切なことであると思いますし、その部分は本当にしっかりとやっていかなければいけないなというようなことを思っています。ふるさと便り、大変すばらしいことです。私もそう思います。成人式とかで帰ってくるわけですが、今村の状況がいろんな形でいろんな環境の変化も変わっています。いろんな部分で子育て支援とか住環境、あるいは生活環境、あるいはライフライン含めまして昔とは、私はかなり進んでいるというふうに考えておりますけれども、その部分をしっかりとアピールしながら、皆さん、君たちが戻ってきてもここで本当に夢と希望を持って農業に邁進できるという状況を村長としてしっかりと努力をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 次に、1番、安村さん。

○1番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきますと思います。

本件につきましては、以前にも利活用への対応ということで一般質問させていただいているわけですが、試験圃の関係についてはやはり試験圃の中の一定の役目は終了したとの見解をいただき、今後一般利用申請があればという附帯回答もいただき、現状の中では熱中小学校での小麦の試験として利活用を図るという回答もいただきました。しかし、この広大な旧試験圃を見ますと大部分が遊休化され、周辺環境も昨年、29年見えますとかなり荒地になっているというような実態が散見されております。このような状態の中で、ここは早急なる、村の大切な財産でございますので、やはりそこはきちっとした対応が必要ではないかなということも含めて、現状の課題も含めた中でご質問をさせて

いただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それで、今般村の第6期総合計画の策定に伴い、本年度より計画実現に向け着実に前進することが大変重要なことになってくるわけですが、人口減少、少子高齢化が現実化している中で、小さな村ならではの構想理念を加え、住民参画による連携や協働の取り組みにより住みたい、住み続けたいまちづくりの実現を目指すということにしていますが、それら施策実施の具体的根拠づけにおいても旧試験圃場跡地一帯を含めた再利用計画の樹立はとても重要ではないかというふうに思っているところでございます。昨年までは、試験栽培品目も限定的ながら実施し、トラクターBAMB Aのレース会場としての活用実績もございました。本年以降の具体的利活用について平成30年度事業方針において何ら示されることもなく、このままでは管理体制、環境保全維持からも課題が生ずるのは明らかであるというふうに感じてございます。ここは、第6期総合計画の実施実現のためにも更別村ふるさと館管理条例など、いわゆるその一帯を含めて施設周辺全体の利活用方針の具現化を図り、最も有効かつ将来の村づくりのガイドラインとなるような発想、立案が必要ではないかと思われま。そのような考えに基づく新たな条例の制定も必要であると強く感じているわけで、その思いも含め、以下ご質問をさせていただきます。

まず、1番目でございますけれども、旧試験圃は農業新技術導入の適応性を図る目的として設置され、その役目も終え、現状は圃場施設、ハウス等が一般的には遊休化の傾向にあり、かつ本年からはトラクターBAMB Aの休止と相まって今後の活用についての現状のどのような検討あるいは対策を図ろうとしているのか、原案があればお示しいただきたいというふうに思っております。

次に、試験圃が終わってもう既に20年近く、何ら具体的な目標を持たず現状に至ってございます。その時々においてその圃場の利用を暗黙のうちに図って、あるいは認容しているのは現状の姿であります。早急に再利用計画の策定樹立を図るべきが妥当ではないかというふうに思っておりますが、それらについてのご意見もいただければというふうに思っております。

3点目として、村は今般第6期総合計画において多くの課題定義をなされてございます。今後10年間での課題解決の対策として、いま一度旧試験圃場周辺用地を含めた、いわゆるふるさと館周辺も含めておおむね10ヘクタールでございますけれども、それら全体を含めた利活用につき検討を図るとともに、将来の村づくり構想の一環とすべき新たな発想を持って全体枠の条例制定も必要ではないかというふうに考えておりますが、ご意見をいただきたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの質問にお答えいたします。

旧試験圃に関する質問でありますけれども、昨年3月の定例村議会でもご質問をいただきました。ご答弁をさせていただいたところでもありますけれども、旧試験圃の運営につきましては新規作物の導入など農業振興のための有効な活用を図ってほしいという思い

で関係機関と協議を重ねてまいりました。しかしながら、積極的な利用提案がない中で小規模な試験や試験希望者への貸し付けを行っているところが現状であります。昨年は、J Aのカボチャハーベスター性能試験用栽培や普及センターの牧草栽培試験が行われたほか、平成27年度から貸し付けていたエゴマの試験栽培につきましては当初の予定期間が終了し、この春に後処理をしていただき、返却していただいたところであります。現在は、熱中小学校のピザプロジェクトでの小麦試験栽培、普及センターの牧草栽培試験が継続して行われております。ご存じのとおり、現在は圃場管理を行う職員を配置しておりません。いずれも管理可能な小規模の利用となっているところであります。また、圃場の一部を植栽用苗木の仮養生場所として森林組合に臨時的に貸し付けしているところであります。試験利用がない部分につきましては、地力維持のため緑肥作物を作付する予定であります。ハウスにおきましては、推進会議におきまして平成29年度から実施をしているケールの無加温栽培試験を継続して行うこととしております。現状全ての土地が有効に活用されていないのはご指摘のとおりであります。

1点目の質問でございます今後の活用につきましては、現在検討を進めております新規就農者対策における研修生の作業機械の練習場としての活用も考えております。研修プログラムの構築にあわせて整理をしたいと考えております。また、トラクターBAMBAに使用しておりました箇所につきましては、ふるさとプラザのイベント広場に隣接していることもあり、これまでも大収穫祭での臨時駐車場として活用しておりましたけれども、トラクターBAMBAの開催見送りとなった原因でもありますジャガイモシストセンチュウ蔓延防止にも配慮をしながら、適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

2つ目の早急な再利用計画の樹立についてでありますけれども、農業振興を目的とした活用を中心に先ほどお答えしました新規就労対策を含め検討したいと考えておりますけれども、検討を進めていく中で農業振興上の有効な活用が図られないと判断した場合は、3点目の質問のお答えになりますけれども、新たな土地利用の方法も含め、これは検討していかねばならないと感じております。これに伴う条例の制定につきましては、必要に応じて今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今の3点についてのご回答をいただきましたけれども、試験圃は基本的には前提で大事な農家の10ヘクタールを委嘱し、一部ふるさと館という施設もつくってということで、試験圃自体は旧試験圃としては5ヘクタールの利用があるということで、これは広く村民の農業者のための試験ということでさまざまな施策を講じてき、一つの10年間の集約を図ったというのはこれはもう周知のとおりでございます、それも逆に言えば冊子にして全戸に配布したという経過がございますけれども、今1点目のご質問の中で回答いただきましたけれども、正直言いまして熱中小学校だとか、J Aの一部だとか、普及センターの牧草地だとか、エゴマだとかという回答をいただいておりますけれども、私はそ

こが基本的には何の目的があつて、どういう立場の中できちつとそれを精査してやっているのだということの回答をまずいただきたいのです。よろしいですか。もう経過年数がかなりたっている中で、私が前回も指摘しましたがけれども、その時々の方角性によってボウフラのごとく何だかんだと言っているようではこの利用価値というのは定まらないし、方向性もないというふうに判断されても仕方ないと思うのです。その分が私どもが指摘している課題なので、その点の整理のあり方とやはり今後に向けての課題の解決についてもう少しきちつとした対応が図れないのかご回答いただきたいというふうに思っております。

ハウス関係もそうです。ハウス関係につきましても、過去いろんな部分で正直言いました産業課の職員が中心になって昼夜も問わず、あるいは冬場も問わずハウスを壊してみたりということで非常に苦慮しながら実施してきて、今回はケール栽培、いわゆる青汁の原料になると思うのですけれども、それらを含めて2年目の試験をやりますという提案をしていますけれども、これももとをただせば何の目的で何の目標があつてきちつとやりたいのかという、その本旨がやっぱり見えないのです。それをでは3年やったらだめでした、できませんでした、はっきり言ってハウス内のものについては数えていけば品目はいとまもないぐらいたくさんあります。いわゆる大成できなかった、普及できなかったという部分がたくさんある中で、なおかつケールにまた着手するというその趣旨はどのような趣旨を持って進めようとしているのかということの確認のご質問をさせていただきたいと思っております。

あと、3点目は、前段の織田議員の一部一般質問にもございましたけれども、これ新規就農者の農場の部分で利活用を考えていきたいという回答をいただいておりますけれども、基本的には前も申し上げたとおり新規就農条例及び条例、規則がこれだけ厳しい中の条例の制定をしておいて、なおかつ新規就農に対するその後の対応を図る。これは、余りにも断片的な回答にしかすぎないというふうにしか判断できません。抜本的にまずいところをまず改革を図って、それに基づいて附帯条件としてこのような形に持っていくという回答だったら十分理解できるのですけれども、根本的なものが全くここ二、三年提案しているにもかかわらず解決策を模索もしない、何も提案もない中でこの各論だけの一部を捉えて提案するというのは私はいかなるものかというふうに思っておりますので、その点の私の疑問も含めて答えていただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんからのご指摘があつた部分についてお答えをしたいというふうに思います。

試験圃のあり方、前の質問のときにもお答えをさせていただいて、歴史的な経過とかいうふうなことも話をさせていただきました。ただ、現実的にはいろんな作物が試験圃で試験的に栽培される部分、推進会議等の部分で取り組んだのもありますし、今は熱中小学校等ありますけれども、その時々いろいろなと本当に変わってきているのが現状でありますし、圃場、露地等、ハウスも含めましてどのような目的でどういうふうな形でしっかりと

目的を持って栽培をしていくということの整理がやっぱり必要ではないかというふうに、ご指摘のとおりだと思います。本当に今やっていかないとだめなのではないかなというふうなことを思っています。

あと、条例制定等の部分もありますけれども、旧試験圃の位置づけ、当初は公園設置条例におけるふるさとプラザに含まれて、体験農園等とか、いろんな部分も事業が想定されてきましたけれども、なかなかそういう部分も運用されていないというような状況もあります。そういうようなところも含めてこの辺の整理が必要であると思いますし、ましてや新規就農について全く検討していないということではなくて、これはかなり進んでおりまして、もう今年度中にその部分についてしっかりと議会に提示をできるというふうに考えておりますので、その部分はしっかり出していきなというふうなことを考えています。今随意検討中であります。何も進んでいないということではありません。含めまして試験圃の活用状況、いろんな部分について、今指摘があった部分について検討して見直していかなければならないのは、しっかりと着手をしていかなければいけないというふうに考えておりますし、その部分では本当に速やかに、これ前回もご質問受けまして答弁をしているわけですが、その部分を前に進めるという形で活用の部分、それと目的あるいは将来的な構想、この試験圃をどういうふうにあの辺一帯を含めて活用していくのかというところをきちんと計画を立てて、せつかく第6期の総合計画も立てているわけですから、あそこのエリアの部分はどういうふうな部分で村として位置づけていくのかというところをやっぱりしっかり位置づけて、そして明示をしながら取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

以上であります。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今私が条例制定の部分でご提案申し上げているというのは、まさしく今の村長の回答の総体的な部分のまとめなのです。やはりその年々によって利活用がばらばらなのです。それについては、議会としては一定のルールづけの中で条例化をさせていただいて、利活用をこういうものに向けていくのだという指針を示していただかなければならないわけですし、その指針がないがゆえに、やっぱり今のふるさと館管理条例あります。ふるさと館管理条例あって、なおかつあそこの運動広場といいますか、中学生主体にサッカーの面もある。サッカーの練習場もある。トラクターB AMBAのおおむね2ヘクタールぐらいあるのですけれども、昨年までは利用していた。けれども、ことしから利活用ない。回答の中では、適正管理が図れるように緑肥か何かを作付をして管理しますよと。まず、2ヘクタールが宙に浮いているわけです。そして、あとの3ヘクタールについては、やっぱり昨年まではいろんな部分の継続もあるけれども、それなりの面積を利用してくれた。はっきり言いまして何も無いのです、これといった方針が。何も示されていないのです。ゆえに、ころころ、ころころ日がわり定食ではないですけれども、そういうものではなくて、我々としては村民の大事な10ヘクタールという財産ですので、財産を遊休化しな

いために、ここは条例化を図って利活用をきちっとこうしていくのだというものをやっぱり指針を示していただかなければだめだと思っていますし、そのための第一条件として、私は条例化を進めなければこの状態はいつまでも続くのではないかと。のらりくらりではないですけども、失礼な言い方になりますけれども、あっちでない、こっちでないといつまでたっても同じような回答しか返ってこない。これは、まさしく村の大切な財産を適正に管理していると思えませんので、その点の提案も含めて私は条例化が必要でないかというご提案を申し上げております。その点についてまとめて構いませんので、ご回答をいただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘あったところですけども、安村議員さんおっしゃったように総合計画の実現のための、あるいは将来の村づくりのガイドラインとなる、そういうような発想、立案に基づく新たな条例が必要ではないかというふうなところですけども、今お話ありましたように現行の条例の中では旧試験圃の位置づけは先ほど申しましたけれども、公園設置条例におけるふるさとプラザに含まれていることもありますし、ふるさと館もふるさとプラザ内の施設としてふるさと館管理条例に基づいているわけであります。大きくこれら条例に逸脱しているというふうには考えておりませんが、この利用状況、先ほど来安村議員さんのご指摘があったとおり将来の村づくりのガイドラインや総合計画の実現のためというふうに位置づけていくのかという点については、やっぱり新たな条例制定も含めてですけども、この部分については検討させていただきたいというふうに思っております。そういう課題意識、問題意識は、私自身も今お話を受けてしっかりとその辺については認識をしておりますので、その部分について一度時間をいただきながら、新たな条例制定が必要であるのか、あるいはその部分についてはどういうふうにあそこのエリアを位置づけていくのか、それが村づくり、あるいは第6期の総合計画とどういうかわりがあるのかというようなことを含めましてしっかりと検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第10 議員の派遣の件

○議 長 日程第10、議員の派遣の件を議題といたします。

6月18日から20日にかけて山形県高島町に先進地調査として全議員を、7月3日から4日にかけて札幌市で開催をされる北海道町村議員議会議員研修会に全議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月18日から20日にかけて山形県高島町に先進地調査として全議員を、7

月3日から4日にかけて札幌市で開催をされる北海道町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定をいたしました。

◎日程第11 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第11、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議をされた案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成30年第2回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 7時27分閉会)